平成２８年（フ）第６５７号
横浜市南区六ツ川２丁目156番地10　早苗荘201
債務者　山下　勇太
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５２号
神奈川県大和市上草柳185番地13　アーデル・ヴィラ102
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１２号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区11棟405号
債務者　松本　千春
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２０号
横浜市南区白妙町３丁目34番地
債務者　柴田　　雄
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２１号
横浜市栄区公田町740番地　14棟301号
債務者　内田　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４号
栃木県宇都宮市小幡１丁目５番23号　稲葉ビル２階、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町147番地95　ドミールカガワＡ201
債務者　永井　史恵
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９１１号
横浜市西区浅間町４丁目344番地の14
債務者　小山太一郎
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１３号
横浜市保土ケ谷区法泉２丁目16番４－102号
債務者　中本　　惠
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目20番２号レッドビーンズ201号、前住所静岡県浜松市中区曳馬６丁目13番２号
債務者　藤原　公美
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
静岡県浜松市北区新都田５丁目29番29号Ｔ・ＴアルカディアＦ202号室、前住所静岡県浜松市浜北区染地台６丁目９番20号　シティハイツユタカ３　101号室
債務者　穴井　秀徳
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３３５５号
東京都北区志茂５丁目25－５－305　コーポさつき・斉藤方
債務者　佐藤　美帆
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６号
熊本県山鹿市久原5728番地１　久原団地２－11－３号室
債務者　中島　待子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
静岡市清水区横砂南町５番５号
債務者　滝　　千影
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３３１号
東京都大田区東馬込２丁目15－10－602
債務者　鈴木　昌子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２００号
東京都台東区浅草４丁目13－２－306
債務者　伊藤　百子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部